

計画期間

令和3年度～令和12年度

訓子府町酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和3年11月

訓子府町

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標
 - 1 酪農経営
 - 2 肉用牛経営
- IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大のための措置
 - 1 乳牛（乳肉複合経営を含む）
 - 2 肉用牛
- V 国産飼料基盤の強化に関する事項
- VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

第1 訓子府町における酪農及び肉用牛生産をめぐる情勢の変化と基本的な方向

本町の酪農は、個別経営（家族経営）が主体であり、近年1経営体当たりの飼養頭数が増加傾向にあるとともに、経営の法人化（1戸1法人）も増えている。

また、町内農業生産額の約2割を占めており、従来から乳用牛改良に継続的に取り組み、優良牛の導入はもちろんのこと、近年では草地更新に係る植生改善にも取り組み、自給飼料増産等の酪農生産基盤の強化や生乳生産量の維持、拡大に努めてきた。

酪農近代化に必要な機械・施設の整備等を積極的に推進しており、中でも町営の共同利用模範牧場については本町農業振興上の重要な柱として位置付けられています。

肉用牛については、畑肉、酪肉複合経営がほとんどとされ、有畜農業による土づくりと農業所得の補完作目として振興が図られてきました。平成3年から黒毛和牛の導入が図られ、本町の酪農・肉用牛生産は、国際化への対応を念頭に置きながら、行政、関係団体、生産者が一体となって経営体質の強化を目指し、経営の安定化・近代化に努めてきたところです。

本町の酪農・肉用牛生産は、豊富な土地基盤を背景に行政、関係団体、生産者が一体となって経営体質の強化を目指し、規模拡大を図りながら発展してきましたが、一方では、経営主の高齢化や後継者不足により年々農家戸数が減少している状況にあるため、これからは、担い手の育成や新規就農者への支援、労働負担の軽減に向けた取り組みが極めて重要な課題であるといえます。

また、地域住民の環境問題に関する意識の高まりや家畜排せつ物の有効活用の観点から各農家の堆肥舎整備や耕種農家との連携を推進することにより地域内での有機物循環体制を強化していく必要があります。

外国との貿易協定を巡っては、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定の相次ぐ発効により、農林水産業は新たな国際環境に入り、令和2年11月に地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が東アジア地域の15か国により署名され、令和3年4月に国会で承認されるなど、本町における農業者や関係者の不安は極めて大きいものとなっています。

これらの国際化にも対応できるよう法人化への取り組みやTMRセンターやコントラクターの導入、自給飼料生産の拡大といった経営基盤強化がより重要となってきます。

また、近隣諸国では継続的に口蹄疫などの各種家畜伝染病が発生していることから、本町における防疫体制としても、一時的な取り組みで終わるのではなく長期にわたる防疫を目指し、行政・関係団体・生産者が一体となった取り組みを図っていきます。

需要面に目を向ければ、新型コロナウイルス感染症拡大などの要因により、一部で牛乳の消費減少によるバター、脱脂粉乳の在庫積み上げが進むなど、消費環境も不安定な状況にあることから、本町酪農・肉用牛生産が今後とも活力ある産業として発展していくためには、消費者に信頼されるクリーンで良質な畜産物の安定供給が重要であり、製造業、運送業、卸売・小売業等とも連携を図り、6次産業化による地域全体のイメージ向上と畜産物の高付加価値化に繋げることが求められます。

こうした現状を踏まえ、前回の計画において目標として掲げ、取り組んできた「生産基盤の強化」と「収益力の向上」を基本としつつ、本町の酪農・肉用牛経営が外的要因にも影響されにくい「経営体質の強化」を図るとともに、関係機関が連携し「生産体制の強化」や「需要の創出」を進めることで、足腰が強く、将来にわたり地域経済・社会の活性化にも貢献できる強固な産業となることを目指し、「訓子府町酪農・肉用牛生産近代化計画」を策定します。

第2 経営体質の強化に向けた対応方向

1 酪農経営

(1) 生産基盤の強化

ア 家族経営体の経営力の強化と協業法人の推進

本町における畜産経営体の大宗を占める家族経営の維持・発展に向けて、労働負担の軽減を図る省力化機械の導入や地域の実情に即した地域営農支援システムの整備をはじめ、既存の経営資源の円滑な継承・活用などへの支援を推進します。

また、地域経済の維持・発展に重要な生乳生産量の維持・拡大に向けて、規模拡大による生産性の向上や雇用の創出が期待される協業法人の設立を支援します。

イ 畜産クラスター事業等の効果的な活用

地域の酪農生産基盤の強化と収益性の向上を図るためには、地域の現状や課題の分析を行う必要があり、生産者をはじめ町や生産者団体等の関係者が連携し、畜産クラスター事業等を活用した取組を推進します。

ウ 施設整備のコスト低減

地域の実情に即し低コストな施設整備等を推進するとともに、道内外における優良な取組事例を普及します。

(2) 収益力の向上

ア ベストパフォーマンスの実現

牛群検定の参加を促進するとともに、飼養管理技術を向上させることで、乳牛の供用期間の延長や受胎率の向上、分娩間隔の短縮、子牛事故率の低下、周産期疾病の抑制など、乳牛の能力を最大限発揮させることにより、生涯生産性の向上を推進します。

乳牛のベストパフォーマンスを実現するためには、家畜の快適な環境で飼養し、衛生面や生産工程にも配慮することが重要なことから、アニマルウェルフェアの考え方※をはじめ、GAPや農場HACCPの手法を取り入れた飼養管理技術の普及を推進します。

※ 「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」（令和2年3月16日付け元生畜第1897号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）及び「アニマルウェルフェアの考え方に対応した乳用牛の飼養管理指針」（令和元年6月改訂公益社団法人畜産技術協会）に基づく飼養管理。

イ スマート農業技術の活用

作業の省力化を図り労働生産性を高めるため、搾乳ロボットやえさ寄せロボットをはじめとするICTやIoT技術を活用した機械・設備の導入とともに、これらを効果的に使いこなすための推進体制の充実を図り、ハードとソフトの両面からスマート農業技術の効果的な活用を推進します。

ウ 経営管理能力の向上

生産者における生産・経営データの数値的情報の管理や分析、第三者的視点を取り入れるための経営コンサルティングの活用、GAPや農場HACCP手法の活用など、経営管理能力の向上を促進します。

エ 放牧酪農の推進

放牧酪農は、自給飼料基盤をフル活用できる取組であり、飼料生産や給与、家畜排せつ物処理等において省力的で低コストな飼養管理が可能であることから、放牧技術の普及を推進します。

オ 性判別精液や和牛精液等の効果的な活用

酪農経営における収入確保のため、高能力牛に対する性判別精液や受精卵移植の活用により優良な乳用後継牛を計画的に確保した上で、市場動向を踏まえ、適正に生産・流通された和牛受精卵や和牛精液の活用を推進します。

カ 乳牛改良の推進

生産者団体と連携しつつ、乳量や乳成分、泌乳持続性ととも、体型等の改良により長命連産性を高めることで、生涯生産性の向上を推進します。

また、乳牛の能力の把握や飼養管理・繁殖管理の改善、安定的な後代検定の実施に向けて、牛群検定の加入を促進します。

2 肉用牛経営

(1) 生産基盤の強化

ア 肉用牛経営と酪農経営の連携

繁殖基盤の強化のため酪農経営との連携により、更なる和子牛をはじめとする素畜の増産に向けた取組を推進します。

イ 和牛の生産拡大

繁殖雌牛群の更なる強化により質の高い子牛を生産するとともに、飼養管理技術の向上・普及を通じて、和牛の生産の拡大を推進します。

(2) 収益力の向上

ア 多様な肉用牛経営の育成

収入の多角化を目指し耕種部門への肉用牛の導入など、多様な肉用牛生産を推進します。

イ 飼養管理技術の向上

指導体制の充実のほか、飼料給与プログラム等による飼養管理技術の向上により、繁殖雌牛の初産分娩月齢の早期化や分娩間隔の短縮、繁殖雌牛の供用期間の延長などを図ることで、効率的な肉用牛の生産を推進します。

3 地域連携の強化

(1) 労働負担の軽減

ア 営農支援組織の活用

生産者における労働負担や減価償却資産の負担の軽減、規模拡大の実現に向け、営農支援組織の設立を支援します。

また、飼料生産・調製や飼養管理、家畜排せつ物の処理等の作業の一部をコントラクターやTMRセンター、酪農ヘルパーなどの営農支援組織を活用した省力化を推進します。

イ 営農支援組織の機能強化

営農支援組織において少人数でより多くの作業を進めるため、自動操舵機能付きトラクターやドローンによる草地管理、ほ育苗のための哺乳ロボットの活用など、スマート農業を推進します。

(2) 多様な人材の育成・確保

ア 次世代につながる人材の育成・確保

経営者が生産技術や財務管理はもとより、食品安全や家畜衛生に加え、労働の安全等を確保するためのGAPなどの取組を通じて、優れた経営管理能力に加え、地域社会との良好な関係性を保つ重要性の認識を高めることを目指した人材育成を推進します。

また、畜産現場における女性の活躍がより一層進むよう、酪農・肉用牛生産において、女性の能力をより発揮するための環境整備等を推進します。

イ 経営資源の継承

新規参入者が円滑に就農できるように、初期投資を抑え参入のハードルを下げるため、農場リース事業等を活用した取組を推進していくほか、離農などにより地域から重要な生産基盤である経営資源が失われることがないように、後継者や第三者などへの円滑な事業継承が行われるよう取組を推進します。

4 酪農経営及び肉用牛経営の持続的発展

(1) 飼料基盤のフル活用

ア 自給粗飼料の生産・利用拡大

牧草やサイレージ用とうもろこしを作付けする自給飼料生産基盤に立脚した畜産経営を確立するため、飼料作付面積を維持しながら、栄養価の高いサイレージ用とうもろこしの作付面積を拡大するとともに、コントラクターやTMRセンター、公共牧場などの営農支援組織の活用により、飼料生産基盤をフル活用した良質で低コストな飼料生産・利用の拡大を推進します。

イ 草地の植生改善

起伏修正や暗渠排水等の基盤の整備を行う「草地整備」や、天候不良の影響を緩和したり、雑草を駆除・抑制するために新たな草種・品種を導入する「草地改良」、植生の状況に応じて牧草の生産量や栄養価を維持増進させるために農家が主体となって行う「草地更新」、労働力の軽減を可能とするスマート農業技術を活用した「草地管理」を促進するとともに、植生の改善に向けた取組を推進します。

ウ 自給濃厚飼料等の生産・利用拡大

デントコーンサイレージの生産・利用を推進するとともに、ビートパルプやスイートコーン残さなどの食品製造副産物や規格外農産物などの飼料利用の取組を推進します。

(2) 畜産環境対策の充実・強化

ア 家畜排せつ物処理施設の整備

家畜排せつ物は、畜産農家が自らの責任で適正に処理することが基本であり、1戸当たりの家畜飼養頭数が増加する中、地域の環境に配慮するとともに、自給飼料基盤に立脚した環境負荷の少ない畜産を推進します。

家畜排せつ物の処理高度化施設については、飼養規模等に応じた施設を畜産クラスター事業等の活用による整備を支援するとともに、規模拡大に伴いフリーストール牛舎から多量に排出される家畜排せつ物の処理が課題となることから、バイオガスプラントなど処理方法の検討を行います。

また、老朽化した施設もみられることから、施設を補修・補強する事業も活用しながら、長寿命化を促進します。

イ 家畜排せつ物の利活用

家畜排せつ物は貴重な有機質資源であることから、畜産農家と耕種農家との連携をはじめ、良質な堆肥・液肥の生産や適切な施肥管理による農地への還元を推進します。

(3) 家畜衛生対策の充実・強化

ア 家畜衛生対策の推進

家畜の検査や監視の徹底、新たに BVD-MD のバルク乳検査を実施するなど防疫体制を強化するとともに、伝染病に応じた的確かつ効率的な対策を推進するため、家畜の飼養者はもとより、地域関係者が一体となって行う家畜衛生対策の取組を支援します。

イ 海外悪性伝染病への対応

海外悪性伝染病の侵入防止に向け、生産農場に対して海外悪性伝染病に関する注意喚起や指導をより一層強化するとともに、外国人技能実習生などの受入窓口や農場における侵入防止対策の徹底を図ります。

また、万が一の発生に備え、関係団体等との協力のもと、発生に備えた防疫対策の強化を推進します。

第3 生産体制の強化に向けた対応方向

1 生乳の安定的な生産

作業の分業化のため、地域営農支援システムの充実や省力機械の導入などにより、1戸当たり家畜飼養頭数の増加や飼養管理の向上を図ることで、計画的かつ高品質な生乳の安定的な生産を推進します。

2 災害等に強い酪農・畜産の確立

災害等に強い酪農・畜産を確立するため、生産現場における営農活動の継続に向けた対策を促進するとともに、需要が確保されるよう関係者における緊密な連携構築を促進します。

第4 需要の創出に向けた対応方向

1 食の安全と消費者の信頼確保

(1) 生産資材の適切な利用

安全・安心で高品質な牛乳乳製品に対する需要や、生乳の広域流通で求められる品質等に的確に対応していくため関係機関・団体と連携し、引き続き、総合的な観点からの乳質改善に取り組むとともに、GAPやHACCPの考えに基づき、生産者段階でのポジティブリスト制度に対応した農薬や動物用医薬品等の適正使用の徹底、生産履歴の記帳・保管、乳房炎対策としても重要な搾乳機器の適正使用の取組を推進します。

(2) 消費者への理解醸成

消費者に対し、生産から販売までの6次産業化等を通じて、生産現場や畜産物の「見える化」等の理解醸成に資する取組を促進します。

また、観光産業や小売業、飲食業等と連携し情報発信に取り組むとともに、需要の安定や拡大に向けた取組を実施します。

このほか、児童や生徒、学生、保護者に本町の酪農及び肉用牛生産についての理解を深めてもらうため、教育機関等との連携のもと食育活動を推進します。

2 ブランド力の向上

(1) 牛乳乳製品

高品質な生乳の生産を引き続き維持・向上させることはもとより、特色ある生乳の生産や、酪農家自らが行う牛乳乳製品の開発・製造販売など、ブランド化や差別化の取組を推進します。

(2) 牛肉

肉質の高い黒毛和種をはじめ、赤身と適度な脂肪交雑のホルスタイン種や交雑種など、多様な牛肉の生産を推進することで、消費者ニーズへの対応、付加価値やブランド化による知名度の向上に向けた取組を推進します。

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

生乳の生産量の目標については、経産牛頭数の維持と経産牛1頭当たり乳量の増加を見込み設定します。乳用牛の飼養頭数の目標については、乳用牛飼養農家戸数の減少分を既存酪農家1戸当たりの頭数が増加することを見込み現状維持で設定します。経産牛1頭当たりの乳量の目標は、良質な自給飼料の確保を基本に、乳牛改良の推進、乳牛の能力を最大限発揮させるための基本的な飼養管理の徹底等を図り11,000kgを見込み設定します。

区域名	区域の範囲	現在（平成30年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
訓子府町	町内一円	頭 5,568	頭 3,485	頭 3,046	kg 9,815	t 29,896	頭 5,568	頭 3,485	頭 3,046	kg 11,000	t 33,506
合計		5,568	3,485	3,046	9,815	29,896	5,568	3,485	3,046	11,000	33,506

- (注) 1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。
 2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
 3. 「目標」欄には計画期間の令和12年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成30年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

肉用牛の飼養頭数の目標については、飼養農家戸数の現状維持を図り、飼養管理の改善による繁殖雌牛の初産分娩月例の早期化や分娩間隔の短縮、繁殖雌牛の供用期間の適正化を図り現状維持の頭数を設定します。

区域名	区域の範囲	現在（平成30年度）								目標（令和12年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
訓子府町	町内一円	頭 279	頭 117	頭	頭 162	頭 279	頭	頭	頭	頭 279	頭 117	頭	頭 162	頭 279	頭	頭	頭
合計		279	117		162	279				279	117		162	279			

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
 2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
 3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1 酪農経営方式
単一経営

目指す経営の姿		生産性指標										備考												
		経営概要					飼料							人										
		経営形態	経営牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当り乳量	更新産次	作付体采及び単収	作付延面積※放牧利用を含む			外部化(種類)	購入産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト 生乳1kg当り費用合計(頭状との比較)	労働 経産牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得
I	つなぎ飼いで40頭	家族経営	40	つなぎ	ヘルパー公共牧場	TMR	舎飼	(ha) 舎飼	kg 産次 3.6	kg 主体 10,000	ha 21.0	TMR	道産、北海道、他	58.7	58.7	10	円(%) 76	hr 81.3	3,253 (2,000)	4,770	4,124	646	323	新規就農
II	つなぎ飼いで80頭	家族経営	80	つなぎ	ヘルパー哺育預託公共牧場	給与分離	舎飼	(ha) 舎飼	kg 産次 3.5	kg 主体 11,000	ha 56.0	コンタクト	道産、北海道、他	53.7	53.7	7	円(%) 51	hr 55.1	4,410 (2,000)	9,836	6,310	3,526	1,763	
III	フリーストール120頭	家族経営	120	F S ミルキングパーラー	ヘルパー哺育預託公共牧場	TMR	舎飼	(ha) 舎飼	kg 産次 3.4	kg 主体 11,000	ha 75.7	TMR	道産、北海道、他	50.5	50.5	7	円(%) 62.7	hr 50.5	6,059 (2,000)	15,132	11,512	3,620	1,810	
IV	フリーストール140頭 搾乳ロボット	家族経営	140	F S 搾乳ロボット (60頭×2台)	哺育預託公共牧場	TMR	舎飼	(ha) 舎飼	kg 産次 3.3	kg 主体 11,000	ha 83.9	TMR	道産、北海道、他	49.6	49.6	5	円(%) 59.6	hr 27.4	3,838 (2,000)	17,747	13,036	4,711	2,356	
V	フリーストール500頭	法人経営	500	F S ミルキングパーラー	公共牧場	TMR	舎飼	(ha) 舎飼	kg 産次 3.3	kg 主体 11,000	ha 150.3	個別完結	道産、北海道、他	38.3	38.3	3	円(%) 64.1	hr 46.8	21,518 (2,000)	61,650	50,692	10,958	2,192	

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式
(1) 肉専用種繁殖経営

目指す経営の姿	生産性指標										備考														
	経営概要					飼料						人													
	経営形態	飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重		作付体系及び単収	作付延べ面積 ※放牧利用を含む	外部化	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト 子牛1頭当たり費用合計(現状との比較)	労働 子牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得
I 肉専用種繁殖経営(複合)	家族経営複合	繁殖 40	牛屑飼 群飼	公共牧野	分離給与	12	ヶ月 12.5	ヶ月 24.0	去勢 8.0 雌 8.0	kg 去勢 253 雌 235	kg 混播主体	ha 29	個別完結	-	84	61	10	円(%) 320,511 (83%)	hr 70	hr 2,801 (1,800)	万円 1,168	万円 957	万円 212	万円 212	
II 肉専用種繁殖経営(複合)	家族経営複合	繁殖 80	牛屑飼 群飼	公共牧野	分離給与	22	ヶ月 12.5	ヶ月 24.0	去勢 8.0 雌 8.0	kg 去勢 253 雌 235	kg 混播主体	ha 51	個別完結	-	85	61	10	円(%) 266,000 (77%)	hr 51	hr 4,046 (1,800)	万円 2,316	万円 1,744	万円 571	万円 571	

IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

区域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③/②
					③総数	④うち成牛頭数	
		戸	戸	%	頭	頭	頭
訓子府町	現在	279	44 (5)	15.8	5,568	3,485	127
	目標		42 (6)		5,568	3,485	133
合計	現在	279	44 (5)	15.8	5,568	3,485	127
	目標		42 (6)		5,568	3,485	133

(注) 「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

営農支援組織の強化や畜産クラスター事業等を活用した規模拡大、組織経営体の育成、ICTやIoT技術を活用した省力化に対する支援を実施します。また、牛群検定情報等の活用による適切な飼養・繁殖管理、性判別精液の活用等による必要な乳牛頭数の確保の取組を推進します。

搾乳ロボットや草地管理のための作業機械を導入を推進し、労働負担の軽減を図り、生じた労働余力を飼養管理改善に充てることで、地域の飼養規模拡大を推進します。

2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

	区域名		① 総農家数 戸	② 飼養農家 戸数 戸	②/① %	肉用牛飼養頭数						
						総数 頭	肉専用種			乳用種等		
							計 頭	繁殖雌牛 頭	肥育牛 頭	その他 頭	計 頭	乳用種 頭
肉専用種 繁殖経営	訓子府町	現在	279	6	2.2	279	279	117		162		
		目標	/	6	/	279	279	117		162		
合計		現在	279	6	2.2	279	279	117		162		
		目標	/	6	/	279	279	117		162		

(注) () 内には、一貫経営に係る分（肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営）について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

遺伝的能力を十分に発揮するための飼養管理技術の向上、地域の飼料資源等の活用や品種特性を活かした肉用牛生産を推進します。

ア 肉専用種繁殖経営

所得の確保・増大に向け、耕種・酪農との複合経営の育成と生産効率の改善を図り、肉専用種の生産を推進します。

疾病の発生と事故率の低下に努めながら、飼料の合理的生産による生産費の低減を図り、優良繁殖雌牛群の形成・保留を支援することにより、長期的な経営安定を推進します。

V 国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標（令和12年度）
飼料自給率	乳用牛	53%	54%
	肉用牛	55%	55%
飼料作物の作付延べ面積		1,512 ha	1,512 ha

2 具体的措置

(1) 粗飼料の自給率向上のための取組

本町は、比較的狭小で農地面積が限られているうえ、畜産業以外に畑作が盛んな地域であり、平坦な農地は畑作に活用されていることから、酪農家の採草地としてはそれ以外の空いている農地になってしまい、地域内に採草地が点在している状況です。今後については、この点在している採草地を生かし、どの地域で耕作放棄地が出て、農地の集約化に繋がれるように、複数の畜産農家が構成員となるTMRセンターやコントラクターなどの飼料生産受託組織の設立を支援し、飼料作付面積の増や粗飼料の効率的な生産の拡大、地域的な需給格差の改善に努めます。

様々な事業を活用し草地整備や草地改良、草地更新を実施するとともに、優良品種の活用により、植生改善への取組を推進し、牧草の単収を3,558 kg/10a から3,800 kg/10a へ増加させます。また、サイレージ用とうもろこしは、地域に合った優良品種の活用により、単収を6,100kg/10aから6,200kg/10aに増加させます。

(2) 濃厚飼料の自給率向上のための取組

耕種農家と畜産農家における相互理解を深め、デントコーンサイレージに係る取組地域の支援を十分に行い、生産利用の拡大を推進します。

また、ビートパルプや地域内の食品加工場から生産される製造副産物であるスイートコーン残さなどについては、飼料への利用の取組を推進します。

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

生乳流通の安定とコスト低減を図るため、指定生乳生産者団体や農協との連携を図り、生乳生産量および処理量、輸送距離等の地域条件等に対応した集送乳体制の整備・合理化を推進します。
また、降雪時の乳路の確保についても、関係機関で連携しスムーズな集送乳体制を確立します。

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛(肥育牛)の出荷先

	現在 (平成30年度)				目標 (令和12年度)			
	出荷頭数 ①	出荷先		②/①	出荷頭数 ①	出荷先		②/①
		道内 ②	道外			道内 ②	道外	
	頭	頭	頭	%	頭	頭	%	
肉専用種	-				-			
乳用種	-				-			
交雑種	-				-			

(2) 肉用牛の流通の合理化

本町においては、素牛での出荷しかしていないが、優良繁殖雌牛の保留を推進し、安定した良質な素牛の流通を目指します。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 家族経営体の維持・発展のための取組【事項番号②】

酪農及び肉用牛生産は、1経営体における生産額が取り分け大きく、地域経済の活性化への貢献度合いも大きいことから、生産量をより一層維持・発展させるための取組を推進します。

2 新型コロナウイルス感染症等を踏まえた業務継続に向けた取組【事項番号⑧】

酪農・畜産業及びこれらの関連産業は、食料の安定供給に重要な役割を担っていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症等に対する予防対策の徹底はもとより、万が一、感染者が発生した場合においても、優先的に実施する業務の継続が可能となるよう、生産者や生産者団体、流通事業者、飼料製造業者等の連携による体制の構築を推進します。

3 需要創出に向けた取組【事項番号⑥】

今般の新型コロナウイルス感染症の影響等は、生産基盤の維持・発展を図るためにも、需要あつての生産活動であることが再認識されたことから、安定的な需要が確保されるよう関係者における緊密な連携構築を促進します。